

富田林市立金剛中学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、富田林市立金剛中学校 P T A と称し、事務所を金剛中学校（富田林市寺池台 1 丁目 1 番 1 号）におきます。

第 2 条 本会は、次の目的及び基本方針にしたがって会務を行います。

1. 教育を本旨とし、子供達のよりよい成長のために、会員相互が協力しあう開かれた P T A であること。
2. 子供を中心とした主体的な活動の場であり、地域の学校として、地域に根ざした活動の場であること。
3. 多様化した現代社会の中で、多感な思春期を迎える子供達に、調和のとれた豊かな人間性を育成するために、保護者・教師が共に学び活動する場であること。
4. 金剛中学校の教育目標を踏まえた学校教育の中で、保護者と教師が信頼関係を深め、一体となって取り組み、子供達にその成果がかえせる活動であること。
5. 保護者にとっては学校教育を知り、家庭教育を考え、教師にとっては、家庭・学校・地域との関係をより密にする場であること。

第 3 条 前条の事柄を遂行するにあたり、特に次のことに留意します。

1. 教育を本旨とする民主団体として活動します。
2. 政党・宗教・営利を目的とする団体等にかたよったり、関係したりしません。
3. 地域や子供達の福祉増進のために活動する他の社会教育団体と協力します。
4. 学校の教育方針・管理運営に干渉しません。ただし教育問題について討議し、その活動を助けるための意見を述べることができます。

第 4 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとします。

第 2 章 会 員

第 5 条 本会の会員となることのできるものは、本校に在籍する生徒の両親又は、保護者（以下、親会員という）と本校に在職する校長（以下、学校代表という）及び教職員（以下、教職員会員という）とします。但し、学区内に在住し、特に教育に関心を持ち、本会の主旨に賛同するものは役員会の承認を経て、特別会員として入会することができます。

- 第6条 1. 会員はすべて同等の権利と義務をもちます。
 2. 会員はすべて所定の会費を納めねばなりません。但し、特別の事由のあるときは、会費を免除されることがあります。
 3. 特別会員には、議決権、選挙権ならびに、被選挙権はありません。

第 3 章 役員及び役員会

- 第7条 本会は、次の役員をおき、〔表1〕それぞれの任務をもちます。
 第8条 役員は、別に定める役委員選出規定により選出されます。
 第9条 役員任期は1年とします。但し、再任はさしつかえありません。
 第10条 1. 役員会は、役員・会計監査委員・学校代表によって構成します。但し、必要に応じて関係の常任委員長を含めることもできる。
 2. 役員会は、本会の運営について協議します。

〔表1〕

役員名	人 数	任 務
会 長	親 会 員 より 1 名	1. 本会を代表し会務を統括し運営を司る 2. 総会、委員総会、実行委員会を召集し、 選考委員会の設置を呼びかける。
副会長	親会員より3名以内	1. 会長を補佐し、会長に支障があるときは 任務を代行する。
書 記	親 会 員 より 1 名 教職員会員より1名	1. 会長が召集する会議の議事及びその他全般 の活動状況を記録保管する。 2. 会議の手続き、連絡等の事務を担当する。
会 計	親 会 員 より 1 名 教職員会員より1名	1. 本会の会計事務を処理する。 2. 予算・決議書を作成し、総会に報告する。

第 4 章 会計監査委員及び会計監査委員会

- 第11条 本会は、経理を監査するため会計監査委員をおき〔表2〕任務を受けもちます。
 第12条 会計監査委員は、別に定める役委員選出規定により選出されます。
 第13条 会計監査委員の任期は1年とします。

〔表2〕

委 員 名	人 数	任 務
会計監査委員	親会員より2名	本会の会計の収支関係を監査し総会で報告する。

第 5 章 委員会及び委員会活動

第 14 条 本会は、次の常任委員会〔表 3〕をおき、それぞれの委員会活動を行います。なお、社会の変化や学校教育の推移にともなって、実行委員会の承認を経て必要に応じた委員会をおくことができる。

〔表 3〕

	委員会名	選出人数	活 動 内 容
常 任 委 員 会	1. 学年委員会 (正副委員長を 学年毎に選出)	学年の クラス数 × 1 名	学級の親会員と学校との連絡。 学級・学年を基礎にした活動（進路を含む）や学年集会、学級集会の運営を行う。
	2. 広報委員会 (正副委員長選出)	各学年より 2 名	学校内のできごとや、各委員会活動の様子を知らせる。
	3. 環境委員会 (正副委員長選出)	各学年より 2 名	学校や地域の環境美化活動を推進し、かつ奉仕活動に積極的に取り組む。

第 15 条 委員は、別に定める役委員選出規定により選出されます。

第 16 条 1. 各常任委員の任期は 1 年とします。但し、再任してもさしつかえありません。

2. 委員は一人一役を原則とします。

第 17 条 1. 各委員会は、必要に応じて、全委員で構成する集会を開くことができます。

2. 上記の集会は、役員会に連絡のうえ、委員長が召集します。

第 18 条 特別委員会として、〔表 4〕の委員会をおき、それぞれの委員会活動を行います。なお、その他、特別な事由が生じた時は、実行委員会の承認を経て必要な特別委員会を構成することができます。

〔表 4〕

特 別 委 員 会	1. 選考委員会	役委員選出規定による	役委員選出規定にかかわる会務を行う。
	2. 人権啓発委員会 (PTA 会長が 委員長を兼ねる)	役員・校長・教頭	会員の人権啓発にかかわる活動を行う。

第 6 章 実行委員会

第 19 条 本会は、総会に次ぐ決議機関として、次の実行委員会〔表 5〕をもちます。
〔表 5〕

構 成	任 務	成 立	決 議	開 催
・役員 ・学年正副委員長 ・広報正副委員長 ・環境正副委員長 ・学校代表 ・ ~~~~~	1. 総会・委員総会の決定事項の具体化及び審議 2. 総会・委員総会に提案する議案の作成 3. 特別委員会の設置 4. 役員及び会計監査委員補充の審議 5. 各委員会において立案された事業の具体的計画の審議 6. その他必要と事項を審議・処理	構成員の 3 分の 2 以上	過 半 数	原則月 1 回。その他必要な時

第 20 条 実行委員会は会長が必要と認めた時に召集します。

第 21 条 構成員の 3 分の 2 以上の要求があったとき、会長がこれを開催します。

第 22 条 実行委員会の議長は、原則として会長になります。

第 7 章 総 会

第 23 条 総会は、本会の最高決議機関であり、少なくとも年 1 回以上開かねばなりません。

構 成	議 長	任 務	成 立	決 議	開 催
総 会	全 会 員 会員より 2 名	1. 役員・会計監査委員の選出 2. 規約又は役委員選出規定の改正 3. 予算及び事業計画の審議 4. 決議及び事業報告の審議 5. その他、重要事項の審議	委 任 状 を 含 む 5 分 の 1 以上	出 席 者 の 2 分 の 1 以上	年 1 回 以上

第 24 条 総会は、全会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ成立しません。但し、やむをえない事由のため出席できない会員は委任状を議長に提出してこれにかえることができます。

第 25 条 総会は、会長が必要と認めた時、または会員の 10 分の 1 以上の要求があった時、会長がこれを召集します。

第 26 条 総会を開催するには、7 日以前に日時・場所・議題を通知しなければなりません。

第 27 条 総会の議長は会員の中から選びます。

第 28 条 学校代表は、総会等に出席して意見を述べるすることができます。

第 8 章 会 計

第 29 条 本会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金で支弁します。会費は一口 月額 150 円とします。

第 30 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日で終わります。

第 9 章 改 正

第 331 条 この規約は、総会で、出席者の多数決によって改正することができます。

【付則】 この規約は、昭和 43 年 4 月 1 日より施行します。

【付則】 この規約は、一部改正し、昭和 55 年 4 月 1 日より施行します。

【付則】 この規約は、一部改正し、昭和 59 年 4 月 26 日より施行します。

【付則】 この規約は、一部改正し、平成 7 年 2 月 18 日より施行します。

【付則】 この規約は、一部改正し、平成 19 年 4 月 1 日より施行します。

【付則】 この規定は、一部改正し、平成 23 年 4 月 1 日より施行します。

【付則】 この規定は、一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日より施行します。

【付則】 この規定は、一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日より施行します。

役 委 員 選 出 規 定

この規定は、P T A規約第7条、第11条、第14条にもとづいて定めます。

第 1 章 役員及び会計監査委員

- 第1条 役員及び会計監査委員の選出については、12月に選考委員会を設け、候補者の推薦から、総会での選出修了までの選挙事務を一切行なう。
- 第2条 選考委員会は、常任委員会の正副委員長の半数と役員若干名、学校代表をもって構成する。
- 第3条 委員長・副委員長は、構成員の互選により選出します。
- 第4条 役員選考委員会は、全会員より広く候補者の推薦を募り、選考をすすめ指名する候補者名簿を選出総会の7日前に告示しなければならない。
- 第5条 前条の規定にかかわらず、会員は、会員10名の推薦をもって立候補することができます。届け出期間は、総会開催日の前日までとする。
- 第6条 総会では、第4条及び第5条による候補者を対象に出席者の無記名投票を行ない、得票の多数により決定します。
- 第7条 対立候補のない時は、出席者の多数決により承認されます。

第 2 章 委 員

- 第8条 **各学年は、クラス数×1名の学年委員と、広報委員（各学年2名）、環境委員（各学年2名）を選出します。**

第 3 章 委員免除規定

- 第9条 役員及び会計監査委員を経験した親会員は、下の子について、役員・委員の仕事を免除する権利を有することにします。ただし、各委員長・副委員長はその限りではありません。

第 4 章 改 正

- 第10条 この規定は、実行委員会の3分の2以上の賛成をもって改正することができますが、次の総会の承認を受けなければなりません。

- 【付則】 この規定は、昭和43年4月1日より実施します。
- 【付則】 この規定は、一部改正し、平成3年4月26日より施行します。
- 【付則】 この規定は、一部改正し、平成7年2月18日より施行します。
- 【付則】 この規定は、一部改正し、平成10年5月1日より施行します。
- 【付則】 この規定は、一部改正し、平成11年2月6日より施行します。
- 【付則】 この規定は、一部改正し、平成14年2月16日より施行します。
- 【付則】 この規定は、一部改正し、平成24年5月2日より施行します。
- 【付則】 この規定は、一部改正し、平成29年5月1日より施行します。
- 【付則】 この規定は、一部改正し、令和2年5月13日より施行します。
- 【付則】 **この規定は、一部改正し、令和6年4月1日より施行します。**

慶 弔 規 定

会員および関係者の慶弔に際し、次のとおり祝金、弔慰金等を定める。

【親会員】

第1条 親会員死亡の時は香儀料として、金一万円もしくは供花一万円程度をおくり、学校代表、役員代表が会葬します。

第2条 親会員が病気または怪我のため2週間以上連続して入院した場合は、本人の申し出により、5,000円または相当金額の品をおくります。ただし、生徒一人につき3年間を1回とします。

【生徒】

第3条 生徒死亡の時は、香儀料として、金一万円もしくは供花一万円程度をおくり、学校代表、役員、学級委員が会葬します。

第4条 生徒が病気または怪我のため2週間以上連続して学校を欠席した時は、金5,000円または相当金額の品をおくります。

【学校職員】

第5条 学校職員死亡の時は、榊一對または供花をおくり、香儀料は役員会で決定し、役員が会葬します。

第6条 学校職員の実・義父母（含、養父母）、配偶者及びその子が死亡した時は、香儀料として金一万円もしくは供花一万円程度をおくります。

第7条 学校職員の同居の家族が死亡した時は、香儀料として金5,000円または相当金額の品をおくります。

第8条 学校職員が病気または怪我のため2週間以上連続して欠勤した場合は、金5,000円または相当金額の品をおくります。

第9条 学校職員の公傷の時の見舞金は、実行委員会で決定し役員代表が見舞います。

【補則】

第10条 前各条に該当しないものに関しては、会長が臨機の処置をします。

第11条 お返しは一切辞退します。

第12条 この規定は、実行委員会で審議決定し、改正することができます。

【付則】 この規定は、昭和43年4月1日より施行します。

【付則】 この規定は、一部改正し、昭和48年4月1日より施行します。

【付則】 この規定は、一部改正し、昭和51年11月1日より施行します。

【付則】 この規定は、一部改正し、昭和59年4月26日より施行します。

【付則】 この規定は、一部改正し、平成3年4月26日より施行します。

【付則】 この規定は、一部改正し、平成7年2月18日より施行します。

- 【付則】 この規定は、一部改正し、平成17年4月1日より施行します。
【付則】 この規定は、一部改正し、平成18年4月1日より施行します。
【付則】 この規定は、一部改正し、平成23年4月1日より施行します。
【付則】 この規定は、一部改正し、平成28年4月1日より施行します。

クラブ活動振興協力会会則

- 第1条 本会を金剛中学校クラブ振興協力会と称します。
第2条 会員は、任意加入の保護者によって組織します。
第3条 本会は、金剛中学校における、クラブ活動を振興・助成することを目的とします。
第4条 本会には、次の役員をおきます。
会 長 P T A会長が兼任
会 計 学校職員
会計監査 P T A会計監査が兼任
第5条 会員は、クラブ活動振興のため、月額一口150円の会費を納入します。
第6条 保護者負担軽減のため、市補助金の引き上げについて、今後も市当局に要望を続ける。
第7条 この会則は、会長がP T A実行委員会に諮問し、総会に報告して改正することができる。